

おおい町 I・J・Uターン等起業促進支援事業補助金交付要綱

〔平成28年 3月25日〕
告示第 77 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内において新たに起業または二次創業（以下「起業等」という。）を行う者を対象として、その起業等に要する経費の一部に対して、予算の範囲内においておおい町 I・J・Uターン等起業促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、おおい町補助金等交付規則（平成18年3月3日規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町内での起業等に挑戦する町内外の個人や法人を支援し、地域に活力を与え、経済を活性化させることにより、町内事業所数を確保すること及び新規雇用を創出すること、I・J・Uターンの契機を創出することを目的として本要綱を定める。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 起業 町内及び町外に在住する者で、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始する場合

(2) 二次創業 町内及び町外に在住する者で、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 個人が現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新規分野で事業を開始する場合（日本標準産業分類細分類による。）

イ 会社が現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新規分野で事業を開始する場合（日本標準産業分類細分類による。）

(指定の申請)

第4条 補助金の交付の指定を受けようとする者は、事業開始の日までに指定申請書（様式第1号）により、事業計画書（様式第2号）を添えて町長に申請しなければならない。

(指定の通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるものについて、指定を行うものとする。

2 前項の指定を行ったときは、指定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定による指定をするときは、必要な条件を付することができる。

(変更の申請)

第6条 前条による指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)は、指定申請書及びその添付書類に記載された事項について変更があったときは、速やかに指定内容変更申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、相当と認めるときは、指定内容変更承認書(様式第5号)により指定事業者に通知するものとする。

(事業開始届)

第8条 指定事業者は、事業開始の日から30日以内に事業開始届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(補助対象経費等)

第9条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表1に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第10条 補助金の額は、当該年度の予算に定める額の範囲内とし、補助率及び補助限度額は、別表2に定めるとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付対象者)

第11条 補助金の交付対象者(以下「対象者」という。)は、町内において起業等を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内に事業所等を設置し、又は設置しようとしている者

(2) 町税等の滞納がない者

(3) おおい町の特定創業支援事業による支援を受けたことについて、おおい町の証明を受けている者

(4) 国及び県、その他自治体もしくはその他の団体等から本補助金交付の対象となる経費について、補助を受けていない者。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条に規定する風俗営業に該当しない事業及び公序良俗に反しない事業を営む予定である者。

(6) 交付の申請を行う時点において、町内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に登録されている者

(7) 交付の申請を行う時点において、許認可等を必要とする業種の起業等にあつては、既に当該許認可等を受けている者

(8) 交付の申請を行う時点において、おおい町商工会に加入している者

2 前項に定めるもののほか、町長が特に認めた者は、対象者とすることができる。

(交付の申請)

第12条 助成金の交付を申請しようとする指定事業者は、別表2に定める期間内に助成金交付申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第13条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、これを審査し、相当と認めるときは、助成金交付決定通知書(様式第8号)または助成金不交付決定通知書(様式第9号)により指定事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、事業の完了後30日以内(交付決定時に、既に事業完了後30日を経過している場合は、交付決定後30日以内)または前条による交付の決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、おおい町I・J・Uターン等起業促進支援事業補助金実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添付して報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業に係る経費の契約書等の写し
- (4) 事業に係る経費の支払いを証明する書類(領収書等)の写し
- (5) その他町長が特に必要と認める書類

(補助金額の確定)

第15条 町長は、前条の規定による報告があったときは、審査及び必要に応じて現地調査を行い、相当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定しおおい町I・J・Uターン等起業促進支援事業補助金交付額確定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 前条による確定通知書を受けた者は、規則第8条に定める補助金等請求書を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求を受けた日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(帳簿等の整備)

第17条 補助事業者は、当該補助事業の実施に関する書類及び帳簿等を当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(検査等)

第18条 補助事業者は、町長が補助事業の運営及び経理等の状況について検査を求めたとき又は補助事業について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は、当該補助金により取得し、または効用の増加した財産について、

補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日から別に定める耐用年数を経過するまでは、補助事業により新設し、又は増設した設備等の財産を売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、事業の廃止等やむを得ない事由により、処分しなければならないときは、おおい町 I・J・Uターンの等起業促進支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第 12 号）を提出して町長の承認を受けなければならない。

（補助金の返還等）

第 20 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 第 14 条第 1 項に規定する証明書の提出が、期限を過ぎてもないとき。
- (2) この要綱又はこの要綱に基づく町長の処分に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 町長の承認を受けずに補助事業を変更し、又は補助事業の遂行の見込みがないとき。
- (5) その他町長が不相当と認めたとき。

（その他）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（有効期限）

- 2 この告示は、平成 32 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし同日の属する年度の予算に係る補助金については、この告示は、なおその効力を有する。

別表1（第5条関係）

区 分	内 容
事 務 所 等 賃 借 料	事務所や店舗の賃借に係る家賃及び共益費（12か月分まで）
設 備 費	起業等にあたり取得する建物、設備等に係る費用
修 繕 費	起業等にあたり建物、設備等の修繕に係る費用
解 体 費	起業等にあたり構築物を解体する際に係る費用
原 状 回 復 費	起業等にあたり工作物等を現状に復するために係る費用
謝 金	専門家技術指導謝金
知的財産権等関連経費	特許権等の取得のため弁理士に支払う費用等
販 売 促 進 費	広告宣伝費、展示会出展費、ホームページ作成費
登 記 費	司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費
調 査 費	市場調査のために要する費用
旅 費	専門家技術指導旅費、研修等受講旅費
委 託 費	事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託する際の費用
そ の 他 の 経 費	町長が必要と認める経費（食糧費等の個人消費的経費を除く）

備考

- 1 補助対象経費は、税の性質を有するものを除く。
- 2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表2（第6条関係）

補 助 事 業		補助率	補助上限額	交付申請期間
補助対象 経費の区分	内 容			
起業等	事務所等賃借料、 設備費、修繕費、 解体費、原状回復 費、謝金、知的財 産権等関連経費、 販売促進費、登記 費、調査費、旅 費、委託費、その 他町長が必要と認 める経費	3分の2以内	500万円	事業開始後 13か月以内

年 月 日

おおい町長 様

所在地
申請者 名称
代表者名 印

指 定 申 請 書

おおい町I・J・Uターン等起業促進支援事業補助金の交付を受けたいので、おおい町I・J・Uターン等起業促進支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 起業等の概要

名称 _____ 電話 (_____) _____
起業場所 _____
起業等年月日 _____
資本金 _____ 千円 従業員数 _____ 人
業種及び主要産品 _____
起業の種類 新規 二次創業

事業の内容（二次創業の場合にご記入下さい。）

名 称	所 在 地	事 業 年 月	従 業 員	生 産 品 目
		年 月	人	

- (添付書類)
- 1 事業計画書（様式第2号）
 - 2 履歴書（法人の場合は代表者のもの）
 - 3 事業実施場所位置図
 - 4 産業競争力強化法第114条第2項に規定する認定創業支援事業計画に記載された同法第2条第5項に規定する特定創業支援事業による支援を受けたことのおおい町の証明書
 - 5 1から4までに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

事業計画書

1 申請者の概要

代表者氏名（ふりがな）	()
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (歳)
連絡先	〒 -
TEL/FAX	TEL () - /FAX () -
E-mail	
創業直前の職業	
創業の動機・目的	

2 事業の実施形態

開業・法人設立日	平成 年 月 日
法人名（屋号）	
所在地	〒 -
事業形態	<input type="checkbox"/> 個人事業 <input type="checkbox"/> 会社 () <input type="checkbox"/> 組合 () <input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人
主たる業種 ※特定非営利活動法人の場合は 活動の種類	
資本金・出資金	円
株主・出資者数	名
役員・従業員数	役員 名 従業員 名

3 事業の概要

経営理念・方針	
製品・サービスの概要	
製品・サービスの 特徴（新規・独創性）	

製品・サービスの 市場性・成長性		
販売計画		
今後の事業 計画	1年目	
	2年目	
	3年目	

※必要に応じて行数を増やしてください。

4 利益計画

	1年目 年 月～ 年 月期	2年目 年 月～ 年 月期	3年目 年 月～ 年 月期
売上高			
仕入・製造原価			
売上総利益			
販売費・一般管理費			
営業利益			
営業外損益			
経常利益			
特別損益			
税引前利益			

5 資金計画

○必要資金

	1年目 年 月～ 年 月期	2年目 年 月～ 年 月期	3年目 年 月～ 年 月期
設備資金			
運転資金			
合計			

○資金調達

	1年目 年 月～ 年 月期	2年目 年 月～ 年 月期	3年目 年 月～ 年 月期
自己資金			
借入金			
その他			
合計			

様式第3号（第5条関係）

第 号

所在地
事業所名
代表者名

指 定 通 知 書

年 月 日付けの指定申請について、おおい町I・J・Uターン等起業促進
支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり指定したので通知します。

年 月 日

おおい町長



- 1 指 定 番 号 第 号
- 2 名 称
- 3 起 業 場 所
- 4 指 定 の 条 件

年 月 日

おおい町長 様

所在地
事業所名
代表者名



指定内容変更申請書

おおい町 I・J・Uターン等起業促進支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、指定を受けた事業に係る事項を変更したいので、次のとおり申請します。

- 1 指定番号 第 号(年 月 日指定)
- 2 名称
- 3 起業場所
- 4 変更の内容

(添付書類)

- 1 変更の理由書
- 2 指定申請に準じて必要な書類等

様式第5号（第7条関係）

第 号

所在地

事業所名

代表者名



指定内容変更承認書

年 月 日付けの指定内容変更申請について、おおい町 I・J・Uターン等
起業促進支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり承認します。

年 月 日

おおい町長



1 指定番号 第 号(年 月 日指定)

2 名称

3 起業場所

4 変更の内容

5 変更の条件

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

おおい町長 様

所在地
事業所名
代表者名

㊟

事業開始届

年 月 日付け おおい商第 号で指定を受けたおおい町I・J・U
ターン等起業促進支援補助事業について、事業を開始しますので、おおい町I・J・Uター
ン等起業促進支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 指 定 番 号 第 号(年 月 日指定)
- 2 名 称
- 3 起 業 場 所
- 4 事業開始年月日 年 月 日

(添付書類)

年 月 日

おおい町長 様

所在地
申請者 名称
代表者名 印

おおい町 I・J・Uターンの等起業促進支援事業補助金交付申請書

おおい町 I・J・Uターンの等起業促進支援事業補助金の交付を受けたいので、おおい町 I・J・Uターンの等起業促進支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 補助対象事業の状況

補助対象事業名	
補助対象事業の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
補助対象事業に要する費用	円
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円

- (添付書類)
- 1 住民票の写し
 - 2 町税の滞納がないことの証明書
 - 3 定款及び登記事項証明書の写し（法人の場合）
 - 4 個人事業の開廃業等届出書（個人事業の場合）
 - 5 営業許可書の写し（許認可を必要とする業種の場合）
 - 6 事業実施場所位置図
 - 7 おおい町商工会の会員であることを証するもの
 - 8 1から8までに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	金 額	資 金 の 調 達 先
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		
そ の 他 (内 容)		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

経 費 区 分	費 目	補助対象事業に要 する経費 (税込)	補助対象経費 (税 抜)	積 算 明 細 等
賃 借 料				
設 備 費				
修 繕 費				
解 体 費				
原 状 回 復 費				
謝 金				
知的財産権等 関 連 経 費				
販 売 促 進 費				
登 記 費				
調 査 費				
旅 費				
委 託 費				
そ の 他 経 費				
補助対象外経費				
合 計				

3 支出に係る契約・委託の概要 (予定)

支 出 項 目	契 約 ・ 委 託 先	契 約 ・ 委 託 業 務 内 容
賃 借 料		
設 備 費		
修 繕 費		
謝 金		
販 売 促 進 費		
委 託 費		

様式第8号（第13条関係）

おおい町指令商第 号

住 所

事 業 所 名

代 表 者 名

おおい町 I・J・Uターン等起業促進支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったおおい町 I・J・Uターン等起業促進支援事業補助金の交付について、下記のとおり交付することに決定したので、おおい町 I・J・Uターン等起業促進支援事業補助金交付要綱第13条の規定により通知する。

年 月 日

おおい町長

ⓐ

記

1 補助対象事業名

2 補助金の額 円

3 補助金の算出根拠

4 補助対象事業の内容は、年 月 日付申請のあった交付申請書記載のとおりとする。

5 決定事業者は、おおい町 I・J・Uターン等起業促進支援事業補助金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

様式第9号（第13条関係）

おおい町指令商第 号

住 所

事 業 所 名

代 表 者 名

おおい町 I・J・Uターン等起業促進支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったおおい町 I・J・Uターン等起業促進支援事業補助金の交付について、下記の理由により不交付と決定したので、おおい町 I・J・Uターン等起業促進支援事業補助金交付要綱第13条の規定により通知する。

年 月 日

おおい町長

ⓐ

記

不交付の理由

様式第10号（第14条関係）

実績報告書

企 業（ 団 体 ） 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
担 当 部 署 ・ 担 当 者 名	部署 電話() - 担当者名 E-mail FAX() -

補 助 対 象 事 業 名	
事 業 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
事 業 の 概 要	
事 業 の 経 過	
事 業 の 実 績 (売上、製品・サービス、 顧客、資金等の状況)	
次 年 度 以 降 の 計 画	

※ 必要に応じて行数を増やしてください。

※ 決算書又は試算表等の事業の実績に関する資料を添付して下さい。

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	金 額	資 金 の 調 達 先
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		
そ の 他 (内)		
容 容 :		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

経 費 区 分	費 目	補助対象事業に要 する経費 (税込)	補助対象経費 (税 抜)	積 算 明 細 等
賃 借 料				
設 備 費				
修 繕 費				
解 体 費				
原 状 回 復 費				
謝 金				
知的財産権等 関 連 経 費				
販 売 促 進 費				
登 記 費				
調 査 費				
旅 費				
委 託 費				
そ の 他 経 費				
補助対象外経費			/	
合 計				

3 支出に係る契約・委託の概要

支 出 項 目	契 約 ・ 委 託 先	契 約 ・ 委 託 業 務 内 容
賃 借 料		
設 備 費		
修 繕 費		
謝 金		
販 売 促 進 費		
委 託 費		

※補助対象事業の実施に要した経費を証する書類(契約書、領収書の写し等を添付して下さい。)

様式第 1 1 号 (第 1 7 条関係)

おおい町指令商第 号

住 所

事 業 所 名

代 表 者 名

おおい町 I・J・Uターン等起業促進支援事業補助金額確定通知書

平成 年 月 日付け おおい町指令商第 号で交付決定をした
(平成 年 月 日付けおおい町指令商第 号で変更交付決定をした) おおい
町 I・J・Uターン等起業促進支援事業補助金について、下記のとおり額を確定したの
で、おおい町 I・J・Uターン等起業促進支援事業補助金交付要綱第 1 7 条の規定に
より通知する。

年 月 日

おおい町長

Ⓔ

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

様式第12号（第16条関係）

年 月 日

おおい町長 様

所在地
申請者 名称
代表者名 印

おおい町 I・J・Uターン等起業促進支援事業補助金財産処分承認申請書

おおい町 I・J・Uターン等起業促進支援事業について、当該事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、おおい町 I・J・Uターン等起業促進支援事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により、承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
 - (1)品目
 - (2)取得年月日
- 2 取得価格及び残存簿価
 - (1)取得価格
 - (2)残存簿価
- 3 当該処分財産に係る補助対象経費
- 4 処分理由
- 5 処分方法